

公益社団法人岩手県青少年育成県民会議定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人岩手県青少年育成県民会議と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、青少年問題のもつ重要性にかんがみ、国及び県の施策と相呼応して、県民総参加による運動を展開することにより、次代を担う青少年の健全育成に寄与するとともに、青少年健全育成活動を通して、地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年団体及び青少年育成団体の育成と活動助長
- (2) 青少年育成地域活動の推進
- (3) 青少年の自立と社会参加活動の推進
- (4) 健全な環境づくりと非行防止運動の推進
- (5) 明るい家庭づくり運動の推進
- (6) 青少年の国際理解と国際協力の推進
- (7) 青少年育成貢献者・団体の表彰
- (8) 青少年に関する相談
- (9) 青少年健全育成のための広報活動
- (10) 青少年健全育成施設の管理運営
- (11) 青少年健全育成に関する調査及び研究
- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、岩手県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的及び事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により会員となった者をもって構成する。

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定めるところにより入会

手続を行い、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める額の会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、除名することができる。この場合、当該正会員に対し、総会の1週間前までに除名する旨の理由を付して通知し、決議前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会長は、前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、正会員及び賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、第15条第2項の規定により招集された総会は、同項の書面に記載した目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。

(開催)

第 14 条 総会は、通常総会として毎年度 1 回、その事業年度の終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会の招集に当たっては、会長は、総会の日の 2 週間前までに、正会員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第 19 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第 20 条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第 18 条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長、出席した会長及び出席者のうちから選出された正会員 1 名が記名押印する。

(総会運営規程)

第 22 条 総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規程によるものとする。

第5章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち3名以内を副会長とする。
- 4 会長及び副会長以外の理事のうち1名を常務理事とする。
- 5 第2項の会長をもって法人法第90条第3項上の代表理事とし、前項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事及び監事の構成)

第25条 前条において理事及び監事を選任する場合には、次の各号のいずれの要件も満たさなければならない。

- (1) 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。また、監事にはこの法人の使用人が含まれてはならない。
- (2) 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。
- (3) 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表して業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正行為を行い、又は当該行為を行うおそれがあると認められるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前項の場合において必要があると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求することができる。この場合、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、その請求した監事は、直接、理事会を招集することができる。

6 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告しなければならない。

7 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

8 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使するものとする。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 役員に対して、理事会の議決を経て定める規程に基づき、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(理事の就業及び利益相反取引の制限)

第31条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人が当該理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後遅滞なく、当該取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第32条 この法人は、法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その他役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、法人法第115条第1項に規定する賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合においては、外部役員との間で、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

(名誉会長及び顧問)

第 33 条 この法人に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会において選任する。

3 名誉会長及び顧問の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。

5 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 34 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき、又は特別の利害関係を有するときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事がこれに当たる。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 26 条第 3 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規程)

第 41 条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程によるものとする。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 42 条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 この法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類は、通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 46 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣

府令第 68 号) 第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 48 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 49 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 51 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、岩手県において発行する岩手日報に掲載する方法による。

第 12 章 補則

(委任)

第 53 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下

「整備法」という。) 第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は橋田純一とし、常務理事は佐々木健とする。

3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この法人の移行登記後の最初の役員は以下のとおりとする。

理事	橋田純一	小苺米淳一	澤野桂子	市川浜	加藤国雄	高橋謙治	平井ふみ子
	三浦保治	及川公子	岡田安生	熊谷セツ子	藤原健一	切金一夫	阿部靖彦
	安藤長質	八巻恒雄	小笠原裕	三浦義孝	佐々木健		
監事	工藤重信	佐々木章一					

附 則

この定款は、平成 23 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 24 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 28 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 5 年 6 月 14 日から施行する。